

日影時間等一覧表

(千葉県建築基準法施行条例第46条の2)

用途地域	制限を受ける建築物	容積率	高度地区	敷地境界線から水平距離が5mを超える範囲に、日影を生じさせてはならない時間			平均地盤面からの高さ
				法別表4 (に)欄の号	敷地境界線からの水平距離		
					10m以内の範囲	10mを超える範囲	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	50% 60% 80%	—	(一)	3時間	2時間	1.5m
		100% 150%	—	(二)	4時間	2.5時間	
		200%	—	(三)	5時間	3時間	
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	100% 150% 200%	— 第1種高度地区	(一)	3時間	2時間	4m
		200%	第1種高度地区以外	(二)	4時間	2.5時間	
		300%	—	(三)	5時間	3時間	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	200%	第1種高度地区 第2種高度地区	(一)	4時間	2.5時間	4m
		200% 300% 400%	—	(二)	5時間	3時間	
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	200%	第1種高度地区	(一)	4時間	2.5時間	4m
			第2種高度地区	(二)	5時間	3時間	
その他の地域	日影規制はかかりません。						

◆建築基準法施行令第86条による区分

- ・積雪荷重 30(cm) (流山市建築基準法施行細則第22条)
- ・単位荷重 20(N)

◆建築基準法施行令第87条による区分

- ・地表面粗度区分 Ⅲ
- ・基準風速 V0 34(m/s)

◆流山市の位置について

- ・北緯: 36°
- ・東経: 139° 54′